

新潟市自治基本条例 関連条例・制度等 一覧表

資料 4

条文	関連する条例・制度等	概要	指標等	所管課	調査票 No.	再掲
第25条 区における 行政運営	区ビジョン	区の将来像や担うべき役割及びその実現のための具体的な取り組みなどを示したものの。「区ビジョン基本方針」と「区ビジョンまちづくり計画」で構成。各地域の特徴などを踏まえ、地域の住民の意見をいただきながら策定。	策定時における市民参画の状況	各区地域課	4-1	
	特色ある区づくり予算	区の特徴を活かしたまちづくりを区自らが考え実行していくため、区内で実施するソフト事業を対象に一般財源総額2,000万円を上限として区役所が直接要望できる予算。政令市移行時に創設。事業の企画立案にあたっては区自治協議会の意見を聴取することとしている。	各区の事業種別件数、区自治協議会提案事業	各区総務課	4-2	
	区長への手紙	区など地域に関するご意見・ご要望を専用紙、電子メール等でお寄せいただく。区長名で回答したもので本人の了解を得ているものは個人情報に配慮の上でHPで公開。	受理件数、手紙により改善・実現したこと	各区地域課	3-19	○
	区長と語る会	区長が直接区民と意見交換を行う。実施単位は、コミュニティ協議会、自治会・町内会など、区によって異なる。	開催回数・参加者数、提案等により改善・実現したこと	各区地域課	3-20	○
第26条 地域住民及び 地域コミュニティ の役割	地域と学校パートナーシップ事業	地域教育コーディネーターを学校に配置し、学校と社会教育施設や地域活動を結ぶネットワークづくりを通して、学・社・民の融合を推進。	実施校数、学校支援ボランティア数、文部科学大臣表彰	地域と学校ふれあい推進課	4-3	
	子どもふれあいスクール事業	小学校の体育館や余裕教室などを活用し、子どもたちに安心・安全な遊び場を提供するとともに、地域の大人、中学生、近隣の大学生がボランティアとして活動に参加し地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図っている。	事業実施校数	地域と学校ふれあい推進課	4-4	
第27条 市の役割	新潟市地域コミュニティ協議会運営助成金交付要綱	コミ協の安定した運営を図り、地域と行政が協働してまちづくりに取り組む環境の整備することを目的とし、地域コミュニティの活性化と分権型協働都市の実現のため、コミ協の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付。	交付状況	コミュニティ支援課	4-5	
	新潟市地域活動補助金交付要綱	地域課題の解決を図る活動、資源循環型社会の促進を図る活動、地球温暖化対策を図る活動、地域コミュニティ活動の活性化を促進する活動に対し、補助金を交付。	申請件数、対象事業の種別・件数、23年度申請案件例	コミュニティ支援課	4-6	
	新潟市社会貢献活動推進基本方針	市民による自主的・自発的な社会貢献活動が促進されるよう、市民とのパートナーシップにより、市として連携・支援していくための基本的な方向性を示すために策定したもの。	「多様な主体との協働に関する調査」結果、協働推進のための制度創設状況、意識啓発の取り組み状況	コミュニティ支援課	3-11	○
	市民協働の手引き2006	更なる協働事業の推進を図るため、協働事業の実施における基本的な考え方や事業の範囲、具体的な手法や手順などを整理し、市民の皆さんと市との共通の認識とするために作成。		コミュニティ支援課	3-12	○
第28条 区自治協議会の 役割	新潟市 区自治協議会条例	分権型社会の実現に向け、市民と行政との協働による住民自治の推進を図るため、地方自治法第252条の20第6項の規定に基づき各区に設置。市民と行政の「協働の要」となる組織。	会議開催回数等、取り組み内容	各区地域課	4-7	
第29条 国及び他の 地方公共団体等 との協力	新潟市国際化推進大綱	政令市移行を契機に、市民、地域コミュニティ、民間団体、教育研究機関、経済界、行政が一体となり本市の国際化を推進するため策定。本市の歴史・地理的特性を活かした対外交流の推進と、多文化共生のまちづくりを目指すことを規定。	大綱に基づく取り組み（「対外交流の推進」「多文化共生のまちづくり」）	国際課	5-1	